

6 弥監公表第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 20 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



6 弥環 第110号
令和7年2月7日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和6年度環境課定期監査結果報告における監査委員指摘事項に
対する改善等措置及び検討状況の結果について（通知）

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和6年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	契約に係る事務について ア除草剤購入(単価契約)
監査結果報告における指摘事項 <p>随意契約により業者を指定するが、弥富市随意契約関係取扱基準で定められている業者数は3者であるところ、1者少なかった。弥富市随意契約の取扱基準で、業者数は、特別の理由がある場合は、それ以内とすることができるとしているが、業者数を減じている理由が起案本文に記載されていない。弥富市随意契約関係取扱基準に基づいて事務を行われたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課		環境課
原因・理由・背景などの事情説明		前年度資料から業者を選定したことにより、弥富市随意契約の取扱基準の確認不足によるもの
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和7年度
	誰が (どこが)	環境課が
	何を (どこを)	業者数を
	どのように 措置(改善) した(する)	3者選定する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	

令和6年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	契約に係る事務について イ不法投棄処理手数料（単価契約）
監査結果報告における指摘事項		
<p>指名競争入札による各種発注業務の指名業者数が、弥富市物品の買入れ等業者選定要領で定められている業者数は6業者以上だが、3業者しか指名していない。起案本文に指名業者数を減じている理由として「収集運搬について、相当の経験と実績があり、市の定める収集計画を安全、確実に遂行でき、市内の地理を熟知していること。また、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していること。」と記載されている。また、選定した3業者以外の業者では遂行できない理由として「ごみの処理は材質だけでなく、業種ごとに定められるなど経験や知識を有します。全ての廃棄物を網羅的に処理できる業者は限られており、選定した3者はそうした経験や知識とともに資材や人員も兼ね備えており、信頼できる業者であります。」と、事前調査で回答している。他に遂行できる業者の有無を確認することもしておらず、3業者に減ずる理由としても足りておらず、実質的な価格競争がなされたといいがたい。入札は価格競争によって経済的合理性を追求する手段であるため、弥富市契約規則や弥富市物品の買入れ等業者選定要領などに基づき、適正な運用をされたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	環境課	
原因・理由・背景 などの事情説明	前例を踏襲し、他に遂行できる業者の有無を確認することを怠ったため	
措置の 状況	いつ (いつまでに)	令和7年度の契約を行う際に
	誰が (どこが)	環境課が

	何を (どこを)	業者数を
	どのように 措置 (改善) した (する)	6者選定するため、他に遂行できる業者の有無を確認する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	

令和6年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	<p>契約に係る事務について</p> <p>ウ ごみ収集運搬等委託業務委託（可燃・不燃・プラスチック類・粗大）弥富地区・十四山地区及び、ごみ収集運搬等業務委託（空缶・空瓶・ペットボトル・廃乾電池・廃蛍光管等）</p>
<p>監査結果報告における指摘事項</p> <p>年度の予算については、地方自治法第208条第1項により、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」とされ、同条第2項により、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とされ、会計年度独立の原則としている。しかし、契約期間が令和6年6月1日から令和7年5月31日で、1年間であるが長期継続契約としている。令和6年度から令和7年度の長期継続契約として、所属年度を2年度とする必要性及び合理的な理由がみられない。契約期間が1年間ならば、地方自治法の原則のとおり、4月1日から3月31日の単年度契約とされたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課		環境課
原因・理由・背景などの事情説明		<p>家庭系一般廃棄物の収集運搬という極めて公共性が高く、かつ、断続的に行わなければならない契約のため、短期間に適正な契約を締結することが困難であるという理由から、長期継続契約の運用にある「翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約」（契約期間の上限：3年以内）として捉え契約を行ったため</p>
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和8年度当初予算提出時まで
	誰が (どこが)	環境課と委託予定事業者と

	何を (どこを)	契約期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの単年度契約に変更することを
	どのように 措置(改善) した(する)	調整する。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	